

正訂

地方凡例錄

六上

9

73
4364
6



門 3
4364
巻 6

改正補訂地方凡例録卷之六上

高崎

會社

大石久敬 著述

一 高内年々引之事

高の内引は年々引と連り引と二様あり年々引と云ハ人作りて持へる
引物よりたらくと陣屋敷郷蔵敷堤敷溝代道代などの其土地は入用は
てあけて叶はざる場是れ作物も仕付を年貢諸役も勤め古往今来起
返さば潰さる成る地を年々引高は相立る分と取箇帳其外諸帳面
にも記し是を年々引と唱ふ尤も右年々引高は立つ品より起返さ
ざるは限りあるも亦仮令海端川邊は堤を築立置新田を仕立
る外舊年々成又其堤外より新開出来家初の築くる内の堤へ不用

改正地方凡例録 卷之六上 高内年々引

成り付其土の外運びて新堤を築立其跡ハ田畑ニ為し起返せしむ
りり又古来の陣屋なりしれども當時不用に付之を潰し敷地開墾を
するともり然れれば限りて起返せしむると云筋よりあるてついで
入用に付て高内の地所を人作を以て態と拵へり引物の中先づ年々
起返せしむる分と立てりて移り此類ハ其品多く書尽しごとく只其二を
挙て左に記せり

一 地不足引

是ハ山崩を以て堤切入石砂利等大分押込で一村賣地し土地悪く成り
古検の石盛より年貢上納を成せしむ付新検を願出て検地を入る石
盛下をば古高より減せ仮令古高ハ十五の盛より拾町歩の田地百五
拾石に當る処新検ハ十二の盛に成り百廿石とあれば反別ハ古高の通

拾町歩なりても三拾石丈の地所ハるれども地不足にあり又古來ハ人
も少く田地肥等も成りて速所山方等も荒し作りまらぬ隣郷山
續の所もどハ他村へ奪ひ去る幸の様より置新検を願出て検地
と請まば自ら元來の地所ハ不足する類もり或ハ百年二百年以前の
山境もどハ不明の処多きゆへ作毛生立ざる場所も検地の節總て受
て高に結び置る類も追々取箇に進む作毛を仕付ざる場所も辨納
するに難く新検を請まば夫丈の地所不足に成る勿論古高の内
海成川成池成等もありし以後検地を入る元高に不足する類もど
を總て地不足引に立多しなり此等の地不足に付ての色々の訳なりと
いへども往古ハ如何様の筋も地不足に成りて後世よりの訳も知
るに高の内引に成て居る類の間はなり

一 無地高引

無地高引前条の記を以て古来四木其外小物成の類を高一結び本途の内に入らるも亦是ハ高の内引の立ては割付等と村高の脇書ハ何程無地高と記し置て又反別ハ石盛と掛出さる高ハ夫を丈の高余計に成る此類ハ無地高の年貢として別ハ出さば本途の内は籠り居るハ村筒様の村ハ土地の位より高免あり又古検の村方へ新検と入是何ぞ子細りて石盛ハ下もとも反別ハ格別の増減も亦併し高ハ減せりハ付石盛違ひて減じたる丈の高を無地高と記し高の内引に立らば亦此無地高ハ右の地不足同様とて一事両石あるものなり

一 石盛違引

是ハ石同然りと古検の村方へ新検と入是記りて石盛下並ハ生高を古高より減せりハ付減じたる丈の高と石盛違と唱へ高の内引に成る勿論地不足無地高石盛違の分の古検新検石盛の差にて引に立たる分ハ何れも同然とれども名目ハ其節附以テハ村方ハ依り名目の替りあり又田畑成の場所を及令バ田の石盛ハ拾貳畑成とハハの盛はあまバ四ツ石盛下りたる差ハ丈と石盛違と唱へ高の内引に立らば亦是と石同引と唱へて引に記せらるなり

一 石間引

是ハ前條の記を以て田方の内賣地し用水掛らるる又古来田受の場所も亦當時田成難年々畑作と仕付る筒様ある処ハ田の高と受て年貢と納めてハ仕當り引合さる由て田畑成を願出るとはハ能く穿鑿と遂げ弥田成難き地所は決まれば畑成はハハハ相應の石盛

一附替る仮令バ田の盛十二あるも畑は成てハツよあねバ四ツ文の
石盛下り由と畑の間の石盛違より出て引よ立のへ石間引と唱へ高の
内引よ立る尤も田畑成石盛違引と名目と出さる何事も一事兩名
あり

一甲州郡内領ハ田畑とも米取の処室永年中富山焼く節甲焼石埋
り畑は成る場処多きゆへは田畑の石盛も違ひは成り此方と石間
引と云之ハ厘を居へて高くと引く法あり実ハ潰き地は成り本高感
べき筈あると古代より右の通りの仕来ると本高と云ふ高の内引よ
成し置く尤も外国ミの田畑成とい違ひて引方の仕出しハ左のごとし

高壹石五斗

上田壹反歩

石盛十五厘五ツ取

内五畝歩

畑成

此方米五斗

石盛十

厘五ツ

外よ高貳斗五升

石間引

残五畝歩

毛付

此方米七斗五升

右の通りよ仕出ると引方と立るとあり

一田畑成引

是ハ古来ハ田請の場処多れども當今ハ用水兼兼と縮作ハ仕付ごとく
年々畑作を仕付する処厘取の村方ハ田畑同免りて石盛の高下を以て
取米の多少のゆへに此村々々田の年貢を納るを難儀ハ付之と畑成よ
願出るとはハ田作を決して成難き地所を馬と吟味の上弥縮作成り

がたの決定せし畑成り申付石盛と下げ遣と仮令バ上田の石盛十二
上畑の盛ハ八ツと四ツの差ひかり上田壹反高壹石貳斗五ツの免
て取米六斗上畑の高八斗同免りて取米四斗差引貳斗の差ひかり此高
四斗と高の内引は立て残高は五ツの免と兼どねハ取米の内貳斗減
る則ち田畑成引の減米あり關東反取の分ハ田ハ米取畑ハ永取は付高
の内引は又を谷田の反別と直は畑の反別は直せば永取は成り自ら
取米下るてわり尤も關東ハ多くて反取の内はも私領等ハ前より
り厘取の村方もり下総海上郡銚子領ハ厘取りて田畑打込上中下平
均同免の米取ゆへ石盛の高下は随て取米の多少あり由て田畑成
引のりる村方もり又田は畑作と仕付るも畑草木綿麻紅花藍の類
或ハ瓜茄子等の野菜類を作るハ勝手作ゆへ仮令用水の掛り悪き田

は作るも畑成引は及ぶ大又大豆小豆粟黍稗蕎麥等の類を作る
ハ実ハ畑作は付畑成引は立るとあり又國より二三年
目一度元畑は致さるる稲作の出来悪しきもわりて畑作を仕付
る年もわり是ハ勝手作同然りて畑成りハあり故は畑成と願ひ出る
とも作り物并り土地の様すと糺し容易ハ申付さるてわり前条の石
盛違引ハ石間引と同然れども村方より其名目違ひて別物の様
関るゆへ夫々名目と出し記をりあり

一 竿違引

是ハ大抵して無き引物あり檢地の節繩の間敷と笑へ違ひるる竿
の打違ひり又ハ野帳附違ひ等のかりしと不穿鑿りて其後ハ反別を
極め免石盛等も同所りて村高も締り檢地帳も渡りし上りて地主共銘

この地所と帳面より引合せて見ると帳面通りより格別狭き田地あり依
 内改と為して見ると堅横間敷支別相違あり其誤を願出て再改と
 成り違ひは相違ふし然れども寂早一村高は縮りたる上の檢地帳仕立
 直し成りたるれども是非多く冠り高より高の内引より立ると竿違引
 と云て年貢諸役の勤めごととつんども國役金其外惣高は掛る品は除き
 難し右体の田地所持の百姓の承々の不運あり勿論檢地の茶下は記を
 如く檢地の民家未代の豊窮は掛るても人役人も大勢出て悉く念を入
 るに右体のての万々は一もあつてあれども稀は此様あるとのり
 村方も何れ又前条に著る古檢の村方へ新檢を入手に細りて石盛
 下より高より減らねば高の内引より為し無地高或は石盛違引と記して
 あるは是等の類を檢地竿違引と記する村方も間より有るとあり

併し是等竿違引とい申し難うと云ふべきとあり

一陣屋敷引

是の代官領土地頭の役人相詰り用事と取捌り役所あり始めて陣屋と
 立るとは料所は同の上高の内引より成る領土地頭より高の内引より致
 を私領の分の陣屋敷りとも國役金の領土地頭より納むれども始めて建
 るとた田畑とも其地主よりたはるは其村並の地代金と地主へ取せ
 て取立てるより若陣屋不用は成潰さるとは敷地を元地主へ相應
 の地代金と納めさせ返し遣はし村並の年貢を附る若元地主退擲し
 て請取れた者あるは其村百姓の内より開発と望むものへ地代と
 金納させ鐵下年季と極て開発と申付る又元來空地のりて見立て陣屋
 と取立てる敷地あり無年貢あり扱又無城の諸侯方或は交代寄合等

の館舎と陣屋とワムども是ハ城地同然りと元來除地ニ成居る付
高の内引の沙汰及を々拜領の土地あり然もども在所ハ旗本衆大
名ニ成て新規ニ陣屋と田畑と積りて取立をバ拜領高と減むるこ成
ぐく依て高の内引ニ立るあり又因東料所の内ニハ前々用水方等
付音請復の諸々陣屋もわり私領もとも音請復人諸所等と村方は建
置く是等も陣屋と唱へ高の内引ニ成りわり或ハ役屋敷引も唱へ
るもあり

一 郷藏敷引

是を年貢米と津出をりや詰置く蔵あり村ニ在て高の内引ニ成る
郷藏ハ村居の内ニ付多分ハ畑地ニ建る又明屋敷等もバ屋敷より立
るこわり先づハ田方は郷藏屋敷引のり稀あり新ニ建るよハ地代

全々村中より出し家作入用を料所をわを下り私領ハ領主地頭より出
を修復も同然あり村より前より郷藏敷引ありて名主土蔵も入
る仕来りの村もあり又郷藏あり津出の節ハ名主の庭も取立て直津
出しをる村方も稀ハあり

一 神田引

村ニ鎮守の社地等の大方除地するて雖ハ檢地以後古來誤りて社
地より願の上高の内引ニ成り或ハ祭田とて田畑と神社ニ附置き
氏子の内の名主並頭百姓家柄も五六人拾人程祭礼を携り者極り
有て是を神課と唱ふる所あり其内りて壹人充黨本とて其年の祭礼
等と引請世話をあるりのり右祭田も其者引請て耕作し祭事入用と
遣人ゆへ地主ある年々黨本の者交る々進退りて年貢諸役ハ高の内

新田新開寺成就の爲め神社へ祈願と筆の田地と附
引は相立りあり又新田新開寺成就の爲め神社へ祈願と筆の田地と附

引は相立りあり又新田新開寺成就の爲め神社へ祈願と筆の田地と附
け檢地の節に除き辛より願ふべきとせしむる未世に至り粉敷事等有
るやと檢地と請て高は結び高の内引は相立る類も有りたり右古
田の社地祭田等ハ古来より多量と新規に願ひ高内引は致をハ容易
ハ成りたりたり

一 神佛免引

是ハ除地より多く村高の内引は候令ハ八幡免天神免荒神免觀音免
阿弥陀免藥師免本がごとく五畝三畝充社地堂下并は田畑或ハ堂社をふ
くとも神佛の森等の地面を古來檢地の節より寺又ハ社人持より総
村持より高く高の内引は成り割付郷帳等ハ何免引と記せたり

一 伊勢屋敷引

是を稀よりりて伊勢師の家来に被持參りて在廻りの時旅宿の
爲め家と建置き敷地年貢ハ古來より高の内引は成居る村より又村
中より年貢ハ辨納し高の内引は成りたり或ハ空地と見立て
屋敷と取立置き檢地の節見捨地は成る分も有り尤も伊勢屋敷有る村
を先づと少く多分ハ師宿ハ百姓の家よりりて村方多し石の類ハ
伊勢屋敷に限らば前よりりの引付よりて高の内引は相立り外も有り
たり

寺屋敷引

是を私領方より候令ハ池川河原野池寺と總村の申合せりて新開に願
ひ地頭の爲りあることと拵へ其内三分一より五分一を寺屋敷と申し候
様願ひ一畝は檢地と請け寺屋敷ハ高の内引は立る尤も高の内引

改正地方凡例録 卷之六十一

改正地所録 卷之六上

はなることよろしくと雖も由緒もるる寺は黒印除地等と遣り
この成難く坐除致し置ても末世如何様の妨りぐまきや計り難き
ゆへは高の内引致し置ても右体の所ハ料所も成とも古来の引付
任せし引置くるなり又地頭の由緒もる寺もく田畑山林等と寄附し
高の内引立るも有り又古跡同然の寺地所と之を檢地の時分除地
も為るべき也除地と云ハ重きこと格別の由緒あてハ成難きと
ゆへ村高入を置て然るも古跡の事やねば年貢と付るも如何も付
高の内引よして寺屋敷と云名目して引置あつ勿論古代ハ新地の寺院
寺号等と取立るとなりしが元祿度以来新寺の申とも及び古き寺号
計りたる新地と取立るとゆへ前々在米の外ハ寺院ハ勿論庵堂より
とも新規と取立る候停止し成ると近年ハ引寺も容易ハ成難し依て

と秘領もとも右体の寺屋敷引等と當時新と引立るともハ決りて
相成らばなり

一 堤敷引

是ハ古代檢地以前の堤多れば檢地の節繩外に除き置てゆへ敷地引
もた及むされとも檢地以後新堤と高の内ハ地所も築立ると付てハ高
の内引も成る又出水等と堤切入深堀も成り元の場所へ築きかゝり
堤と内へ引き田畑と漬して築立致ハ在米の堤小くして危きゆへ内腹
付致し敷地と廣げる節田畑漬も又ハ社古ハ川底深く岸高く堤も
ても相消する処年々川底埋り漸くは浅くも岸清きと當時堤も
くハ洪水の節水溢る田畑の圃ハ成り難き類もどハ何れ願の上吟味
と遂げ堤と築立高の内引立るとなり

改正地所録 卷之六上

勘定地... 勘定地... 勘定地...

一 道代引

是を換地以前の道ハ繩除き成てりてゆへ敷地引及ぶれども
檢地以後認めり田畑の内へ新道と立又ハ在来の道幅狭く立添等々
多分とれを願の上道代引と立るを併し古道と廢し新道と立る
と差障の有無等と為し糾くの上據るは筋多れば新道と申付るも雖
も容易の成り難きなり扱又畑地新屋敷と相願ひ屋敷へ通行の道
と立る分ハ高の内引とを多分道敷の潰れ地とも年貢ハ辨納する定
例あり

一 江折敷引

是ハ用惡水堀等の溝の高縁と小土手と築くべし左右の田地へ水
を押しむゆへ水除の小土手と築くべし高の内は地所多れば敷地又引
けし立るなり是ハ江折敷とも土手敷引とも去檢地以前より有る処
を繩外除地の場所なり

一 溜井敷引

是を用水溜池空地又山間と大溜湖水同然の場処三方を山或ハ高丘
とて田地の一方ハ堤を築き谷の水落集るを用水溜とあるハ敷
地引と有る様ふし又田地の内清水等涌出て地低く水溜り又ハ所
々の田の用水等落溜る場処或ハ山間の谷田等何まり水腐場とて田作
出来兼ねる田方と總村申合せく四方へ小土手と築立新溜り又仕立村中
又ハ耕地限り多分の用水と成るてはまは年貢地とくとも願の上溜池
と仕立てたり之を村方助成の筋ゆへ田地と潰し水溜り致し寸高の
内引と立る是を古來在来りとも限らば當時村中の勝手とて願ふ時

改正地方... 勘定地...

山田地... 堀割... 田畑...

を見分吟呆の上新規より申付るてなり

一 地溜と云てもあり是ハ用水の掛り少く天水場同然りと堰筋もふく
田方の内引通しの場処を水元近き田地より段々水と留め次第に植付
るゆへ早懸年争ひ水末の分ハ植付成雑き所なり箇様の土地を河を
片毛作のまあるは付稲作と取揚て後水を落し用水入用の時節よ
至り右の手段は致すゆへ水末の田ハ年々免角水不足して百姓難儀は
及ぶ右体の田地を惣百姓申合せ中程の田方四方の畔と音請して小土
手同然に築立冬春の間を右の田は水と溜置き植付時よ至まは其場処
より水下の方へ其溜水と引て早く植付夫より上を用水樹有りて故
水末場の田地に植付次第溜置する水と切落して其田に植付まば水
の場処も用水不足あくく植付差支へふく箇様の儀ハ村役人ども厚

く心を用ひ世話つてきざりてハ百姓ども自分勝手のも申立調へ雑き
まらあり之と地溜と云て其土地の模様よりして仕立るて移り是等ハ
敷地引等ハあてて付村柄より音請入用等と地頭より手當致し
仕立るてなり

一 井堰敷溝敷引

是を溜井より用水と引取り又ハ川谷水等を田地へ掛る用水溝の堀
筋と井堰とも用水溝とも堀とも云ふり之は検地以前の場処なれば繩
除きふれども検地の以後田地の内へ堀割を仕立る分ハ高の内引よ立
るてあり

一 溝代引

是を右同断の用水溝を掘割るより他村の田畑を掘割らるて用水

山田地... 堀割... 田畑...

正四地... 卷之六上

と引難き場所なり其村相談の上年貢米并は作徳米等と掘割に成る
村方へ差遣は是れ井料米又水代米なり云此分ハ百姓内損致せ
るに謂ふはたこの居村高を引方と願ひ高内引は立てる又居村にて
も新規の溝敷等の前条の通引といへども地主の作徳米損失に成る
付其分と溝敷の外は引は立る類なり是等と溝代引と云溝敷堰敷とい
少し誤の違ふてある名目も違ひ別口より出る程より尤も右井料米水代米
等と地頭より下は村方の溝代を引立るに及ぶるあり

一 悪水堀敷引

是を田地に溜水深くして水落るの作毛水腐る成るう又ハ城下その他
町場など水より水冠り等成ると有と云ハ水吐の為め江堀を立て
悪水と落し水難と通る堀敷あり前々在来の空地に格別新規に仕立る
分ハ高内の地所をねが願て吟味の上高の内引は立るあり

一 堀田敷引

是を稀なるところにて水田湿地の類より田場一面に稲作を仕付る水
腐りて作毛生立ざる所ハ島田島田と云ハ畑地少き村より田方の内
方よりあるとの類は田の内を掘上げ畔を立て掘上る高より稲作を
仕付掘たる跡を水溜に成りて仕付成るに此等ハ検地の節田方一面
に繩を請け堀の分ハ反別と改め高の内引は立る右の類常陸辺は多し
是等ハ総て深田天水場の内は稀なるあり

右年々引の類此外國之所より何程も名目多くなりて其れども悉く
記すに違はるる只年々引連々引の趣意を分る為は其一二の例を奉て記
すとの

改正地方し刑録 卷之六上高内連々引

五山地方の御金 卷之六

一 高内連々引之事

附損地改方并定免内損地引方之事 一作引之事

前記をこく高の内引ハ年々連々の二様あり連々引と云ハ天變地
殃より山崩川欠池成石砂入等成り入カと尽し金銀を用ひ色ハ起
返を乞き分りて取箇帳郷帳其外諸帳面等連々起返を乞き引高の
分と記を連々引と云右の内より海成大池成大石入等ハ仮令何程金
銀入も人夫と掛りて起返を乞き仕方なしといへども入用の為
持へる引物とてを乞く天地自然と出来たる損地ゆへ入カハ及を
乞ふとあかき天變を以て又元の地所成るべきを知らざるゆへ起
返を乞き引物の内入高内引は致し置くと云々

一 永荒場引

大風雨洪水は付堤切を又岸崩を田畑屋敷も大石押入大沼大池も成
り石砂利原砂入り或ハ大地震等より山崩山汐洪水津浪等有地
所賣地し入カを以てハ連々起返しがた分永荒の名目より高内引は
致し置くと云々

一 荒場引

是ハ其村開闢のころ又ハ新田開闢の節元来の荒場と不吟味と
土地と大概と見るゆへ檢地と請け未々作毛生立ど仕付たり肥代手
間代の入用掛りたる程出来立どと年貢と上納とを百姓積蓄も成
り付是非なく連々荒地も成るを願の上高の内引も立る地所あり之
を永荒場同様とすといへども少しの意味違ふゆへ名目と替へ置くと
あり

五山地方の御金 卷之六

改訂地方所録 卷之六

一 荒地引

是も荒場同様あまごも一旦を田畑に仕付相應は取箇も付る処種々の災殃もて愛地し地果も悪く成り作毛仕付難きや或は村方連困窮し他所へ奉公等も出で又ハ流行病等も大勢死去の者有て積る百姓多く其上元來仕當は合はざる地ゆへ小作人もあく夜令土地宜しき処もて村中の人少く他村より入寄りて作手あく又ハ村居遠き谷田等も猪鹿の防ぎ手も及び兼彼是自りて荒地に成る類も荒地引と云あり

一 浪欠引

是ハ海邊の田地汐除堤或ハ乱杭等ゆりし処風雨高浪もて欠入築立成らる由て地内の方へ引き入て浪囲ひ等と致し反別減じらる分と云ふより之も高の内引と立るあり

一 川成引

是ハ洪水の節田地悉く押抜け川に成り或ハ堤切を入り切所の方水勢強く本川の干上り切口深く掘て水留等叶ひがく自然と新川出東川筋違ひる分又ハ堤切所深掘して元の所へ堤を築立らる田畑の内へ堤と引き堤外の田地を川に成らる類も亦高の内引と立るあり

一 池成引

是ハ出水のこり堤切を入り田畑の内深掘池に成り急埋立起邊し等も成難き分の池成引と立るあり

一 淵成引

是ハ右同断大川筋水當強く高内の地所川成川欠に成り数拾丈の深掘

改訂地方所録 卷之六

よそ底も知さず自然と淵を成るとして洪成引と云て高の内引を成るとあり

一 川欠引

是ハ堤等欠込と或ハ田畑の畔岸大雨等の節川筋掘筋等へ欠込と云ると云川成も同様なれども川は成ると云ふて云ふはあく川内へ欠崩を田畑潰まると云川欠引と云あり

一 山崩引

是ハ大雨又ハ地震等とて山崩を落ら洞抜等なりとて田畑の内は大石小石押入砂押埋潰を地へ成ると分と山崩引と云あり

一 石砂入引

是ハ洪水とて堤切入川マの石砂田畑へ押込と云を谷川山川等大雨の

節水溢と砂利走り込と潰を地へ成ると云人

一 石置引

是ハ谷川山沢へ連く砂利流を込み川底高く成り付き兩縁の土手と次第高くとて田畑の地低くと屋の棟川を唱とる類大雨出水等の節大石流を出田畑へ押込と人力と以てハ取除とて具俵差置とて敷地潰を成り又ハ石砂入の田畑を起返とて石砂の除場近所は空地と云くとて據とる田畑の内は積立て石塚より置く敷地等の石置引と唱へ高の内引を成るとあり

一 押掘引

是ハ堤の切口田地の内押掘を成り又ハ川筋溝筋より風雨の節大水溢を水勢強く所掘を入り水溜り成て急に起返し難き分の押掘引と

野地等の空地より取るとあれども箇様の空地遠方より人足掛り多く
取入ぐく又近所は空地ありて據ある高内の地所を潰し土取場
は致しつる跡池の様は成り作付成るに分ち年貢を免し高内引
致は勿論地主田畑は離れ難儀あるも地代金等ハ村中より償て差出
さるるなり又其者の圍は成る堤等とて地代の沙汰は及ぶ引高計
りして取りつる何きは是等を地頭とて年貢を引遣ふは付他は地代金
等渡り及ぶが扱亦近辺は地面高く用水兼る田方等なれば作り土
を除去置き底土の高値より加減は取遣し其上は作り土と入ると元

唱へ高の内引は成るなり

一 土取場引

是ハ堤普請道普請等の節土を取ると成る丈け堤外附洲又ハ原地
野地等の空地より取るとあれども箇様の空地遠方より人足掛り多く
取入ぐく又近所は空地ありて據ある高内の地所を潰し土取場
は致しつる跡池の様は成り作付成るに分ち年貢を免し高内引
致は勿論地主田畑は離れ難儀あるも地代金等ハ村中より償て差出
さるるなり又其者の圍は成る堤等とて地代の沙汰は及ぶ引高計
りして取りつる何きは是等を地頭とて年貢を引遣ふは付他は地代金
等渡り及ぶが扱亦近辺は地面高く用水兼る田方等なれば作り土
を除去置き底土の高値より加減は取遣し其上は作り土と入ると元

の田より又と畑地水掛り場処とも右の通りして田成り致して
つる箇様の地主の勝手は土取場の引けはと立てば村役人地主相
對して取計をとり

一 土置場引

是を洪水の節砂泥田畑へ大分押込と取除きしてハ田作成るに処と
つらども近所へ出し置へき空地もあく泥土を田畑の内は塚のやうに
積こき置置敷地高の内引は成る尤も小砂泥土等畑より成るべき土は
らど田の内は並とよく積ある其場処と畑は仕立る此土置場の分ち
へ畑はあまを高の内引はと及ぶは整下年季はとも立て田畑成ると致
をとり

一 野地成引

文正元年... 卷之六十一

改正地丈尺録 卷之九

是々田地の内の低く通り少く雨天々も水溜り又近所の用水落
集り或大池等の際の地低く折れ池水溢き入り適く稲作と仕付て
も水腐る成る地所は年貢と辨納し作徳も自ら作り荒し成り葎
真菰生へ込り田作成りぐら分を野地成引立るなり尤も葎真菰等
の用立場処あり葎真菰年貢と少く申付高の内引と及さぬなり

一冷水場引

是々田方の内冷水涌出土地冷へ稲作と仕付て青立成り実衆なり
ま場処より年々種肥し損成り耕作成り上田と願ひ出せば見分
吟味の上高内引立る尤も各々の地所を往古検地の節高入るに
謂を申しきて土地を賣地なるもの付往古を可也よ作付相成る
場処より高は結びると見へ後年より至り水掛りも賣じ土地の模様違

ひ上田も下田も成り或ハ薄地も熟地と成り年久しき内も色も賣地
あるところありあり

右連引の類此外其國其所より種々有べけれど荒増を筆で記し
置くものあり

一損地改方のことハ都て高内引の儀と年々引と連引と村方より願
ひ出さるるに能く穿鑿の上引物立なり別々年々引成る類々
往く起返さる儀も村容易と免し難し然りとつへども其誤相立引
方は成る品は年貢は辨納さる謂はハ曾てあること村為吟味し
勘辨の上標する品は年貢の損失と厭ふ高内引立べ連引ハ天
地の愛災より年々なり是以て反別改方等念を入る川欠山崩
と押掘砂石入等の損地なること願ひ出るとは損地も形に残て

改正地丈尺録 卷之九

り。分を其坪^テ竿^サと入^ル。残地^ノの及別^レも改^メべし。仮令^ハ水帳^ノ名前^ノ前帳^ノの面
壹^ハ歩^ノの坪^トと両方^ノ改^メの上^ニ壹^ハ及^テ三^ハ畝^ト歩^ノを^ハ三^ハ割^トの余^ノ歩^トある^ハ付^テ損地^ノ
の坪^ト壹^ハ畝^ト拾^ハ歩^トを^ハ拾^ハ歩^トハ^ハ余^ノ歩^トとして壹^ハ畝^ト歩^ノの引^キよ^ク立^テる^ハなり。是^レ連^テ
も其^レ損地^ノの左右^ノ山野^ノ原^ノつ^クま^ラ河^ノ原^ノ等^ノも元^ノ及^テ別^レも増^シ減^シ計^ス難^キか
と近^キ邊^ノ檢地^ノの傍^ノの田^ノ坪^ト竿^トと入^ル改^メ其^レ余^ノ歩^トを以^テて損地^ノの余^ノ歩^トを准^シ
むべ^キま^ラなり。又^ハ川^ノ原^ノ等^ノも向^テ當^ルむ損地^トを又^ハ地^ノ所^ノの改^メも成^ル
難^キか。残地^トを改^メ其^レ及^テ別^レの村^ノ並^ノの余^ノ歩^トを加^ヘ差^シ引^キ損地^ノの及^テ別^レと極^メ
る^ハなり。先^ニづ損地^ノ願^ヒと出^ルると^ハ村^ノ方^ノより小^ノ前^ノ帳^ノと出^スる^ハ水^ノ帳^ノ名^ノ
寄^シ帳^ノ等^ノも突^ク合^セ元^ノ及^テ別^レと改^メ檢地^ノ場所^ノは小^ノ前^ノ帳^ノ通^リ建^テ札^ト致^スせ帳^ノ
面^トと札^トと引^キ合^セ改^メなり。其^レ村^ノ定^メ免^年季^ノ内^ノの損地^トあれ^ハ小^ノ前^ノ持^高
拾^ハ分^一は當^ル損地^トを年^ノ季^ノ内^ノより其^レ年^ノより引^キよ^ク立^テて拾^ハ分^一は當^ル

ら^ハづ^ク分^ノ々^ノ年^ノ季^ノ内^ノを百^ノ姓^ノ内^ノ損^シ成^ル切^替の節^中を起^返さ^シま^シ切^替
の砌^引引^キよ^ク立^テる^ハ又^ハ檢見^ノ村^ノあれ^ハ檢見^ノ以前^ノの損地^トを改^メ其^レ年^ノより引^キ
よ^ク立^テる^ハ檢見^ノ以後^ノの損地^トを翌^年より引^キよ^ク立^テる^ハ定^メ法^{あり}又^ハ年^ノより引^キよ^ク立^テる^ハ溜^溜
井^敷堰^敷道^敷堤^敷等^ノも定^メ免^{檢見}の差^別あり願^ヒ出^スると^ハ一^ハ訣^合を
為^シと吟^味し場^所見^分の上^ニ標^を筋^を筋^をな^レ其^レ年^ノより引^キよ^ク立^テる^ハ前^ノ書^ノ
通^リ及^テ別^レの竿^トと入^ル余^ノ歩^ト等^ノを加^ヘ改^メる^ハ定^メ法^{より}格^別の大^ノ檢地^ト又^ハ
々^ノ村^ノ方^ノ小^ノ前^ノ帳^ノの仕^立方^等不^直不^埒の筋^も相^見ありと^ハ定^メ法^通り手^テ
抜^クる^ハ嚴^重改^メ又^ハ少^シの損地^ト村^ノ役^人改^メ方^正直^{より}帳^面建^テ札^等
仕^立方^不埒^の筋^もふ^れれ^ハ小^ノ前^ノ帳^ノ地^所引^キ合^セ廣^狭目^{分量}と^ハ見^積
り^{仮令}ハ^ハ或^レ畝^歩の川^ノ尺^砂入^と書^出る^ハ分^ノ地^所狭^ク見^ゆと^ハ点^檢して
壹^ハ畝^拾五^歩も^ハ致^さる^ハ肯^場所^も村^ノ役^人地^主押^合さ^シ畝^歩と^ハ見^積

正土地方領金 卷之六 井料米水代米

損地の反別を極るるなり

一 作引と云々風水旱虫の難く立毛を損毛し見分を願出見分の上皆
無るれど其年一箇年の引は立ると一作引と小當引と云右の外は
何ぞ大造成音請りつと云小屋掛等を空地ありて據るく田畑の
内は取建その年一作仕付ぐく潰れ込地ありは是又一作引は致を
こゆり又洪水等と云五寸三寸の薄砂泥置損毛及び取除をくく
作付成ぐく或は猪鹿は喰荒さると又水田の所を鷹鴨の喰荒し
分を見分吟味の上其年を損毛は相違ふるれど取箇は付難く一箇年引
は立て翌年を作毛と仕付る分は是又一作引は相立るとなり

一 井料米水代米之事

是を他村の田地と北方の用水の為めは相對を以て掘割り井筋掘溝等

を立て潰れ地は成る節潰れ地相應程の地代と一々年々米より金銀
もくも相對次第先村へ渡し遣之と井料米と水代米と云又新田
等出来し用水の為め古田の内潰れ地は成る分々地頭より米金下る
又々相應の地代渡るともなり或は古田の用水百姓勝手と以て願出潰
れ地は成りする分々村方より代米金を差出るとなり

一 惡水落口代之事

是を惡水落口筋と立るとは他村の地面を掘通さぐくを叶はざるは
を高内の田畑を勿論高外の地所より村方相對の上地子年貢を遣
はく掘通をやり用惡水の遠ひ迫りて井料米水代米同様あり若し數
箇村よかる大造の惡水落等と多分の潰れ地等なる節は官又は地
頭へ相願ひ敷地年貢引方下さるるともなり

一見立新田十分一被下之事

代官支配所の内又を支配外とて海川野原等の新田畑は相成るは場
所と見立古田は障りの有無等と穿鑿と速げ外の障りたるは於て
新開と相同ひ整下年季明年貢上納の年より見立たる代官へ一生物成
十分一充下さる定法は成る尤も當時を代官に限らば勘定役普請役等
りて見立新田は致せが是又一生十分一下さる代官手代見立相願ひ
て十分一下さるるを以て先年會田伊右衛門支配所にて見立新
田取立十分一下さるる近例あり右代官へ十分一下されし後は何頃
より始りしや知れぬ尤も享保八卯年新田十分一の儀は付勘定奉行
より左の通り伺書あり其頃より政道諸事改革ありしに付此頃より始
りたる事尤も有るは詳しむる都て新田畑を取立るを宜きこと

りども古田畑の林場等の障りを能く相成るは唯地方の増の
と功の様は心得不吟味して取立てを後年より害を成と多し若林場
等不足し古田畑の妨は成り或は地呆宜しうは新田を高入は致し
も年貢作徳も多し是是非非よく作り荒し冠り高と成り未代近村方の
煩を引出をともあり十分一下さるるものこの徳分を始終の國益の可否
と考へざりて容易に新田を取立るとは宜しうは成るるなり
享保五子年五月代官へ品々書付出る箇条の内書抜

一 新田出来儀々宜きことより其外の害は不成処に申付らる可然し
大概古田畑或は林場等の障りは成りし度有之儀より条左様あり
所々可為無用事

同八卯年十一月勘定奉行衆より申上の書付

改訂地籍簿 卷之六

新田開発為仕代官ハ取箇の内分一被下儀奉伺外其身一代十分一可被下旨先達被御渡就夫小宮山全之進支配所小金佐倉新田場の内當年より少くは物成相納る間此納分の十分一先づ當年より可被下筋奉存儀總て代官見立相伺開発仕立新田の分々右の通り取箇付其年より多少に限ら代十分一可被下儀は奉存外請負人申付て開発為仕新田は物成残らば上納仕其所の代官へ十分一被下間敷儀は坐依之申上以上

卯十一月

御代官申立致開発新田は十分一代官へ被下外願人申立致開発新田は十分一代官へ被下可然哉存寄可申上旨奉承知外願人新田の儀申出ても代官障り不申付て為る可然儀坐候へ

共願人共申出て致開発新田迄悉く十分一代官へ被下儀を大分の儀は坐有べく其上自身見立伺旁骨折儀も十分一被下外願人申立自分少しも無世話儀も十分一被下儀を自分見立情出レ儀薄くは坐有なく我々奉存新田成就致し取立納等仕儀は其代り白米被下間支配所増地被御付同意は坐願人申出開発の新田は代官へ十分一不被下可然奉存以上

卯十一月

一田高五分以上損毛高掛り物免除之事

附取米五分以上損毛諸拜借之事

一箇年免除之事

檢見取の村并定免破免の節皆無高多く田高五分以上の損毛は當を三役免除に相成る古来を引畝檢見は村檢見合不足の分は高直し

改訂地籍簿 卷之六 田高五分以上損毛

田高より引立りたる村田高は拍つて取米五分以上の損毛のときは
三役免除に成り来りたる外色取檢見始り合不足ハ檢見引立りて米
より減じ皆無高計り引高は立来りし処以後は田高五分以上の損毛は
當りたる年々三役免除に成る取米五分以上の損毛をれど諸拜借の類
一箇年年延免除申付る定法あり

明和元年代官辻源五郎へ尋り付申立小書付左の通り

覚

水旱損毛の年高掛り物免除相伺後前々損毛出来劣り合不足の
取米五分以上の破免引方相立り村方三役高掛り物免除相伺以外
當時の田高より五分以上損毛の村方高掛り物免除被仰付儀は
坐小以上

申九月

辻源五郎

一五里外駄賃之事

年貢米津出しの節船積河岸より村方より五里内の駄賃船賃は百姓役
より差出し五里外の駄賃は壹里貳俵附壹駄廿四文宛里数よかけて地
頭より出を定法あり

一郷藏誥米火災定法之事

年貢米郷藏誥に成りたる節若し火災より焼失せし節を領主地頭役人米
と改め請取の封印の米焼失をれど領主地頭の損失に成り役人の改
め済む百姓より名主村役人受取納め置き未だ改めを請ざる分を百姓
の損失より年貢ハ別段に納る定法あり又郷藏のふた村方より名
主蔵庭等積置し米より右に准じて取計ふべし

鐘の備へも無難の事なり心掛をたてたり荒政要覽曰人非五穀不生
 五穀尽而至糠粃糠粃尽而及草根木葉於此束手待斃身依食無害草根
 木葉録之六

山牛房 藜藜 夏枯草 金盞花 蕎麥苗 黄豆苗 豇豆苗
 百合 麦門冬 苧根 苜蓿 老鴉菜 山蘿蔔 地參 草輪
 菜 雀麥 燕麥 黃精 蒲葍 芦葍 芽葍根 瓜樓根 菊
 花 金銀花 萹蓄 木槿樹 自根樹 椴子樹 栢樹 皂莢
 樹 楮樹 柘榴樹 槐樹芽 榆錢樹 檉樹 榲桲
 右の數品食して害なく飢を凌ぐに甚だ便なり此外より猶數多の品有
 り委くハ救災本草と見るべし又何もの草木もくも若葉を味曾り以
 て煮て食されば毒なし飢饉の備へも常々分限は度し味曾り貯へし

又海草も食せる品なり人々荒布梶布の類ハ幾年困ひ置ても損を
 なくし凶年の助は至て重宝なり海邊に圍くハ求めて貯へ置へし又領
 主地頭もて年々困ひて民を救ふの一助ともなり又軍用にも備へさ
 るり朝鮮国もハ飢饉の貯へとして國王より命ぜらるる毎ハ海草
 と貯蓄する由あり

一 夫食實ハ常例の事ハ非ざれども一國一郡隱をある損毛ハ夫食貯
 への有無を吟味せしめ男女老幼を分ち實ハ飢に及ぶべき者ハ撰で作
 毛へ取付やぐの日數を積り米を貯るハ男ハ武合女ハ壹合又麥ややハ男
 々四合女ハ武合粟稗も米同數の積りて以て救ふべし返納の年季
 々其節の吟味は依ども先づ々翌年より五箇年賦あり

一 飢夫食料と願ひ出るとは役人と差出し其家と軒別改め米穀家

財寺の貯への有無と巨細は吟味し農具の外弥賣代を以てべき品も亦
体は相見へ飢餓に迫るは相違ふべし貸渡を尤も親類縁者の助力の
有無も是亦相見し助け合ふべき親類好身寺々のものを除くべし
吟味の仕方と総人数何程の内村役人寺院等并に取續きの成べき高持
百姓等と除て飢人数の内何拾何人と親類縁者より助け合ふべき相
省た残人数は貸渡を尤も六拾歳以上拾五歳以下の男々壹合扶持の積
りより女の内の内は十六歳より五拾九歳までの男々一日玄米貳合
女々壹合粟稗ハ之に准む麦ハ男ハ四合女々貳合の積りより先づ日數
三十日分貸渡を代金と正四七十と四度勘定所へ書上置た下米直段
を以て冬夫食と十月の相場春夫食ハ正月の相場夏に至ると麦作出来
は付貸渡さる然と雖も若し子細ありて夏貸渡せば四月の相場を以て

代附をふし金蔵より請取て村々へ相渡を私領して右の四箇月書上
相場を定めては付其処の下米相場を用て貸渡をせし二十日過ぎは再
び夫食と願ひ三十日貸渡をせしり續々九十日とも一同より貸渡さ
る返納を無利足して翌年より五箇年賦の上納を尤も兩年より取米五
分以上の損毛は當とば返納を一箇年延べ成り先を送る多し夫食ハ生
命に拘り時刻と争ふ急務あれば自余の吏務と違ひ速うあると專要
と油断して萬一飢死等なれば後ハ胸と噓とも詮ふし早く吟味を速
げ手技を様取計へべきことなり
拜借同書の振合ハ大概左の如し
何國何郡何村夫食拜借同書
總人数何千何百何十人

村役人并夫食才覚相成り者除之夫食願人数の内可成文取續多分并親類助合有之者吟味の上除之

内 何十人
何十人

一飢人何百何十人

此記

何国何郡
何村何村

男何百何十人

此夫食米何石何斗何升何合

但當何十二月三日より何正月二日迄日数三十日分一人は付一日米貳合充

女何百何十人

内何十人 六十歳以上十五歳以下の男入

此夫食米何石何斗何升何合

但日数右同前一日一人は付米一合充

合米何百何拾何百何斗何升

此代金何百何拾兩

但當何の十月何国何郡何町下米直段金一兩の付何程替

但来何年より来る何年より五ヶ年賦金何程ツ、返納の積り
但五ヶ年より金高割合端亦出る

右々私代官所何國何郡何村、當何の六月下旬より八月中迄度々の大雨より何川通滿水仕所、堤押切或ハ總越等、罷成田畑皆損其上家居を數日水湛へ貯へ置、夫食押流し及飢難後仕、付夫食拜借被仰付、小様仕度、旨出水の節より追々願出、小間親類、好身のりの共助合致し可成、才覚手段罷成、小者吟味の上除之、実、及飢、小者相烈、し、小處書面の通、小坐、小尤、小當前の難、後相凌、小膝、手、小ハ可相成、小ハ共拜借金相高、往、返納、難、後、可仕、小間、何分相働、小取續、小様、利害、申、小ハ共一、終

覚

畑及別式百八拾貳町六及壹畝九步

拾貳町貳及三畝步

内拾三町七及六畝廿六步

廿五町壹及三畝五步

一及別式百三拾壹町四及八畝八步

此種麦貳百三拾壹石四斗八升三合

此代金七拾七兩永百六拾壹文

外金廿三兩永百四拾八文三分

合金百兩壹分永五拾九文三分

諸引

屋敷及別除之

麦種有之百姓持高除之

何村

但壹及二付種麦壹斗

但賣麦所相場金壹高子付三石替

三割利金

但來庚年より來卯年まで五ヶ年賦
返納壹ヶ年金廿兩元未年を廿兩
壹分永六拾壹文八分六厘

右を私出代官所下慈國香取郡村々當成六月下旬より八月中旬まで度々の大雨より何川通り出水仕所々田堤押切又ハ堤越越上相成内郷の分も水湛へ田畑も勿論家居中々水下相成数日相浸り貯置夫食種麦逆被押流當然及飢小付少々相残り種麦等も當分の夫食仕小付付時付の時節は差向小へども仕付可申手段は坐あ必至と差詰り種麦拜借被仰付被下小様一同願出申依之一村限巨細吟味仕種麦少々も有之分を逸々相除さ其外種麦を所持不仕小も高持百姓又可成取續き自分才覚相成小者ども相省き実才覚等難成及飢小体の者持高吟味仕小処書面の通り坐小依之荒麦相場所直段當七月中書上相場の上五斗安の積り糶下げ金壹兩一菜麦三石替の積りと以て書面の通り坐小間早速店貸渡被下小様仕度奉存然る上右金七

拾七兩永百六拾壹文私入手形を以て金蔵より受取之貸渡し當成
金蔵勘定元拂組仕上げ返納の儀を三割の利金差加へ来束より卯
迄五箇年賦返納被仰付割合の通り年々取立之相納め皆済の節納札を
以て私入手形引出様証文可被下依之奉伺以上

明和三戌年九月

御勘定所

何之誰印

御裏書

表書の金七拾七兩永百六拾壹文其方入手形を以て金蔵より受取
之貸渡し返納の儀を三割の利金差加へ来束より卯迄五箇年賦割合
の通相納め皆済の節納札を以て入手形引出し可被申下断を本文有
之以上

戊九月

組頭連名印

吟味役連名印

勘定奉行連名印

何之誰殿

困窮の村方肥代の拜借を願ひ出るに其方の貸方其所以用以來くる
肥干籾大豆小糠油粕等と村高に應じ代金銀にて貸渡を尤も百姓高等
の吟味を遂げ高廿石以上の百姓を貸渡する定法あり名主庄屋た
りとも廿石以下にて肥を求むる力の多は者へを貸渡をべし吟味の仕
方と右品々壹及用由の分量の定法ハ多は者へは付村に願高同届け其
内何程を百姓自分にて才覚の何程を貸渡す返納の儀を無利足
りて翌年より凡そ二ヶ年賦より致をべし又模様より其年翌年より

豊作ホウサクも民力ミンリキも暮ツクり返納ヘンノウをありし村方の痛イタきより成ナる程ほども其節そのときの翌年そのあとの年一同いっしょに取立とりてし何なにも定さだりたる法式ハツシキをありし其節そのときの時宜ときがに随したがひ百姓ヤクシヤウの難儀ナシギより取計とり計けいふし尤なほも願出ガネデる節そのときの小名帳コナナカ差出させ銘メイと持高モチタカと書記カキシレを例年レイネン其村そのむらより何品なにぶと壹ひと又また何程なにほど充入つ入いると云いて及別肥コヒの負数イネズ等らと乳ウを委まかしく吟味インミと云いし

一延賣トシヤウ貸かと云いひ其年その年物成モノナリ皆済みなさい成難ナシき由よしと願出ガネデを其暮その暮の相場フカバを以もて代金銀ダイカネギンを直ただし無利ムリ足たりく貸附かけ之のを翌年そのあとの年に取立とりて又其年その年より貸かと先繰ヒキカり取立とり多おほかり尤なほも豊年ホウネンをねば吟味インミの上納ウツナ切きり致いたす右みぎの延賣トシヤウは先年そのあとの年中遠國チュウエンクニク内うちより何なにしして其暮その暮翌年そのあとの年相場フカバの高下タカサダを領主レイウシュ地頭ヂトウ百姓ヤクシヤウと相立あひあひ損徳ソントクをあたしつゝ困窮コンキウの百姓ヤクシヤウも其暮その暮の凌より其甚そのおほく使利シより大おほく救助キウジユの筋すぢに成なる処ところ右延賣トシヤウの分ぶんは先年そのあとの年より永年賦エイネンシに成なり

其後延賣トシヤウ相止あひとし今いまの料所リョウジョより成なり尤なほも米穀ベイカクの相場フカバは極きまきつゝの雖なほも春はるより夏なつに掛かて先づまづは高直タカナなるゆへ前冬ゼントウの相場フカバは代金銀ダイカネギンを直ただし翌年そのあとの年春夏シュンガに掛かて穀カクの價高直タカナに成なりて取立とりて領主レイウシュ地頭ヂトウは損失ソンシツの立たて多おほきゆへ先年そのあとの年古法コホフを廢やし延賣トシヤウの置おきり永年賦エイネンシに成なり其以後そのあとの止とまり見みるに古ふるへ漢土カンツより常平倉ジョウヘイクラの法ホフより上かみの損失ソンシツを厭いとみ民タタの窮苦キウクを救たひしむらり纒あり價アダイの高下タカサダを論ロ延賣トシヤウ止とまり自然シゼンと下の難儀ナシギに成なり勿論ムロ米價ベイカの高下タカサダを春夏シュンガに至いたり高たかく成なり極きまりし無なき困窮コンキウの百姓ヤクシヤウの凌より其甚そのおほく使利シより大おほく仁政ニセイの端はみ成なりて

改正補訂地方凡例録卷之六上

改正補訂地方凡例録卷之六下

高崎

會社

大石久敬士恭著述

一町在出火取計并諸拜借之事

附宿場出火拜借定法之事

村方出火農具代拜借并夫食種叔拜借之事

出火答并火元不決時取計之事

宿場より出火の由と訴へ出るに家敷火元御高扎場類焼怪我入馬
有無寺と相尋ね料河ハ殿中の間組頭并道中奉行所勘定所道中方掛
り組頭へ届くべし村方注進の趣にて焼場の粗繪圖出来されバ之を
相添へて届くべし繪圖出来兼ると先届計り追て見分吟味の

改正補訂地方凡例録卷之六下

上委細申立べき旨と認め私領よりとも五海道其外道中奉行支配の宿
場の道中奉行所へ届るとなり又宿場の一軒とも届ると定法あり村方
ふれども殿中組頭計りて道中方へ届り及び勿論在郷と拾軒以下
の出火の支配代官例届け置別段届り及び尤も拾軒以下よりとも一
村残らばと又の六百姓より農具諸品のとて焼失し耕作は差又へ
拜借と願ふるもの候ふれば拾軒以下とも其認書入るる届り何れも
出火の時宜し寄べし且つ寺社焼失の時の一軒とも届り勿論寺社
奉行月番へも届りべきなり朱印寺社大地寺の私領よりとも寺社奉
行へ届りべし上方筋京大坂堺奉行支配の国々の出火の届方吟味の仕
方も振合違ふ是れ其国々支配する先役より申送りたるなり
一 出火の届り村方より訴へ出たるは宿場あり候令一二軒の焼失と

り共早速役人を出し火元と吟味し如何様の始末と出火及びひらる
やと亂し其家の主ハ勿論女房子供台仕男女等迄一人別に出火の節の
様子と亂し夫々吟味して口書を取り自火は紛れなく一通の吟味
して消ども万一意趣遺恨を受又の盜賊等の業も附火にも有るや
胡乱ある筋あり候と念を入り吟味せし自火あり候火元ハ入寺
申付若怪き筋は決したる其品より火元ハ村方へ預け置り又ハ手
鎖も申付置伺ふべし尤も宿役人共夫々口書を取り高札類焼有
無怪我人馬の有無并隣家風上風下の防方とも相亂し是れ又書付と取
り焼失の繪圖と仕立馬役歩行役の者軒数紛れは様相亂し宿場より
も農人あり候農具種籾等の焼失の有無と亂し置き若し拜借と願出た
ると候の見合より宿中大火と夫食等残らば焼失し當日より飢

改正北ノル金 老之ノ
鶴^{カク}は及ぶやうの大^{ダイ}意^イあ^アら^ラか^カ吟^{イン}味^ミ中^{チュウ}も飢^イは^ハせ^セて^テの相^{ソウ}濟^ジさ^サる^ルよ^ヨ付^ツ宿^{シュク}
役人^{ヤクジン}へ申^{マウ}付^ツ助^{シュク}合^{カウ}の手^テ當^{ダウ}と致^チさ^サせ^セ置^ヅ追^ヅて^テ急^{キウ}ぐ^グ夫^フ食^{シキ}拜^{ハイ}領^{レイ}と伺^{カウ}ふ^フべ^ベし^シ尤^{ユウ}
も小^コ火^カの節^{セツ}仮^カ令^{レイ}當^{ダウ}人^{ジン}は夫^フ食^{シキ}等^{トウ}あ^アら^ラか^カ外^{ガイ}類^{レイ}焼^{ヤク}る^ルは百^{ヒャク}姓^{セイ}多^タる^ルね^ネば^バ五^ゴ軒^{ケン}
三^{サン}軒^{ケン}の夫^フ食^{シキ}と伺^{カウ}ふ^フて^テの相^{ソウ}成^{セイ}ら^ラば^バ親^{シン}族^{シュク}好^{コウ}身^{シン}其^シ外^{ガイ}村^{ソノ}中^{チュウ}より^{ヨリ}助^{シュク}合^{カウ}飢^イは^ハせ^セ及^アを^ヲ
せ^セら^ラる^ル様^{サマ}宿^{シュク}役^{ヤク}人^{ジン}へ申^{マウ}付^ツて^テ取^{トリ}計^{ケイ}ふ^フべ^ベし^シ若^{ニシ}し^シ名^ナ主^{シュ}類^{レイ}焼^{ヤク}り^リと^ト水^{スイ}帳^{チャウ}并^{ヘイ}よ^ヨ古^コ来^{ライ}
より^{ヨリ}の割^{ワケ}付^ツ等^{トウ}焼^{ヤク}失^{シツ}を^ヲぬ^ヌぐ^グ負^イ敷^{シキ}と^ト亂^{ラン}し^シ書^{シヤ}付^ツと^ト取^{トリ}べ^ベし^シ借^{サセ}又^{マタ}村^{ソノ}方^{カタ}拾^{シウ}軒^{ケン}以^イ上^{ジョウ}
出^{シツ}火^カの由^ユを^ヲ訴^{ソウ}へ^ヘ出^デる^ルと^トは^ハ吟^{イン}味^ミの仕^シ方^{カタ}も^モ右^ウ同^{ドウ}様^{サマ}さ^サう^ウと^ト宿^{シュク}場^{バウ}を^ヲ替^カへ^ヘて^テ
ふ^フし^シ焼^{ヤク}失^{シツ}人^{ジン}の持^{モチ}高^{カウ}と^ト亂^{ラン}し^シ百^{ヒャク}姓^{セイ}水^{スイ}吞^{ツン}の^ノ訛^シと^ト記^キを^ヲと^トく^ク種^{クニ}叔^{モト}農^{ノウ}具^グ代^{ダイ}等^{トウ}拜^{ハイ}
借^{サセ}相^{ソウ}同^{ドウ}ふ^フや^ヤど^ドの^ノ大^{ダイ}火^カあ^アら^ラか^カ弥^イ叔^{モト}種^{クニ}農^{ノウ}具^グ焼^{ヤク}失^{シツ}は^ハ及^アび^ビう^ウら^ラや^ヤ鳥^{トリ}と^ト吟^{イン}味^ミを^ヲ
べ^ベし^シ穀^{コク}物^{モノ}等^{トウ}残^{ゼン}ら^ラば^バ焼^{ヤク}失^{シツ}し^シ當^{トウ}日^{ニツ}より^{ヨリ}飢^イ餓^{カク}は^ハ及^アぶ^ブ体^{タイ}は^ハ紛^{マギ}を^ヲあ^アら^ラか^カ夫^フ食^{シキ}と^ト願^{ガン}
出^{シツ}ま^マば^バ餓^ガ死^シ人^{ジン}等^{トウ}の^ノあ^アら^ラか^カ様^{サマ}は^ハ手^テ當^{ダウ}と^ト申^{マウ}付^ツ置^ヅき^キ拜^{ハイ}借^{ケク}の^ノ儀^ギと^ト吟^{イン}味^ミを^ヲと^トく^クべ^ベし^シ

一枚(三)枚丁

出火の時宜し寄るるなり近年拜借の仕方左のごとし

武州足立郡中山道鴻巣宿傳馬役之者類焼拜借同書

蔭山外記
宮村孫左門
鶴飼左十郎

覚

去吏四月廿八日出火烧失家数三百四拾三軒

内百五拾七軒 傳馬役相勤外分

一金百九拾四兩壹分

永百拾五文五分

中山道 鴻巣宿

但し 東正より未迄七ヶ年賦壹ヶ年金廿七
西二分永拾六文五分充返納の積り

内人足役貳拾九人五分七厘七毛

此金四拾四兩壹分永百拾五文五分

但し人足役壹人金壹兩貳分充

馬役四拾九軒 此馬五拾匹

此金百五拾兩

但し壹匹に付金三兩充

外に百八拾六軒無役の分

右々私共賞分の預貯武州足立郡中山道鴻巣宿除地法要寺境内禁師堂
より去庚四月廿七日出火仕書面の通り類焼仕の馬役の音より急火之
儀に付漸く無怪我立退の通りて家財衣類等より不残焼失仕の傳馬
役進相勤難儀至極仕の間小屋掛料拜借被仰付被下置亦様河田玄蕃九

御代官所の節願出の付同人方より吟味仕の外申立の趣相違無之段
申送の間尚又私共方より吟味仕の外無余儀相問への間人足役壹人金
壹兩貳分馬役壹匹金三兩充の積り割合仕書面の通りは坐の間早速拜
借被仰付の様仕度奉存に於然に道中方除金の内より受取の積渡し當
子年中金蔵勘定元拂組仕上返納の儀に來丑より未迄七ヶ年賦に
取立之相納皆済の節私共手形引出の様に證文可被下り依之奉伺に
以上

明和五子年正月

蔭山外 記印

宮村孫左門印

鶴飼五十郎印

御勘定所

防ぎ小へ共折節西風烈く所々飛火仕敷箇所一同燃立小外同宿持添
田切損じ見切宿戸屋新田傳馬音請被仰付小付宿内の者ども多
分右音請所へ罷越當宿役人其外女子共計り居残り小体は坐小
処右新田へ道法壹里余有之宿内人少旁可防様無之殊急火キヤクして
四時より八時までの内別紙繪圖面の通り焼失仕漸く人馬無怪我立退
小のち少々家財諸道具衣類等々不残焼失仕大勢の者ども所々へ離
散仕小間諸往來可送様無之態谷桶川西宿へ相頼之一兩日ハ越越小
へ共双方道法往返拾貳里余の継合ツギアして兩宿の人馬相疲を差支小付
繼燒残小傳馬役の者助郷差加五六日の間宿役相勤ツツせ小へども継合
送人馬無數小て往來差支へ小付燒失傳馬役の者差加去吏五月
十日より宿内并助郷可成文繼立小へ其家作不仕小て往來の休

泊無大勢の者度世可仕様無坐去成年出水の節同宿古米川横手
堤押切七分通の損毛川夕砂入等の菜地罷成皆損同然困窮仕罷在
處此度の類焼八九分通りの類焼は坐小へ宿役ハ勿論相續も難相
成程の儀て家作等ハ別て自身難叶段申之宿中一同ハ救拜借被仰
付被下度音頼り相願尤も諸往來の休泊を請不申りてハ弥宿場相
續も不相成大勢の者及湯命難儀至極仕小間重き願又坐小へとも
御救拜借金五千七百兩余被仰付被下度首先支配河田玄蕃元方にて相
願も小外一体傳馬役の者近年困窮仕去成年ハ水難も強く其上の
類焼は坐小間右救拜借被仰付家作不仕小て元宿場難相成体
相違無坐小然共大造の金高は付格別相減じ可申旨同人吟味の上
金貳千三百兩余相減し三千兩余の拜借金伺書先達て玄蕃元方より差

出置りへ其減じ方也吟味被仰渡小間尚又相糺し様玄黄申送小間
私共方より段々吟味仕外書面の通申立小尤も坪数相成じ小てを休
泊差支小間坪當金相減じ并小間屋場道具代入用火之番所入用の儀を
宿場入用と以て相仕立小様先達て金八百廿兩余相減じ金貳千五百八
拾三兩三分同書差出小外此度金千六百廿五兩拜借被仰付小間道中方
除金の内元方也金蔵より受取之貸渡當子年也金蔵也勘定元拂組仕上
當子より辰迄五ヶ年差延来已より子中々廿ヶ年賦取立之相納也皆所
の節納札と以て私共入手形引出小様市證文可被下小以上

明和五子年五月

右三人 印

御勘定所

附紙

長印
御前
同断
又之

書面中山道鴻巣宿去庚四月類焼又付本陣旅本陣旅童屋向屋場
家作拜借之儀被相伺小旨縁吟味松平右近將監殿へ伺の上金千
六百廿五兩拜借申付小間元方也金蔵道中方也入用金の内より
受取之貸渡込納の儀ハ當子より辰迄五ヶ年相延来る已より子
迄貳拾个年賦割合の通り年々取立之可被相納小尤も場所督取
寄替の節も市證文継添引渡小様可被相伺小断ハ本文又有之小
以上

押切
道中

子五月

石州粕淵村類焼農具代拜借同書

川崎平右門

覚

類焼家五拾九軒之内風下七軒分

一 銀百貳拾四匁壹分壹厘

石州邑智郡柏淵村
類燒百姓農具料拜借

但一 味千より成中五ヶ年賦一ヶ年銀廿
四匁八分貳厘貳毛ヅ、返納の積り

外銀百六拾三匁 此訳

鋤七杖 此代銀四拾貳匁 但壹軒鑿壹杖充
代六匁充

鍬七杖 此代銀四拾八匁三分 但同鑿壹杖充
代六匁九分充

鍬七杖 此代銀拾三匁八分六厘 但同鑿壹杖充
代壹匁九分八厘充

稻扱七杖 此代銀拾九匁九分五厘 但同稻扱壹杖充
代貳匁五分八厘充

右々私代官所石州邑智郡柏淵村の儀當二月中出火家数五拾九軒の
内五拾軒の儀農具拜借願出先達て奉伺小此拜借家数多定法より不相
當小間善と取調可相納旨被仰渡伺書内下より相成奉承知小右出火の節

至て風烈く急火より多分農具燒失仕小付五拾軒の者共へ拜借相願
小通相違無小下捨置小てと農具差支へ荒地出来小不益小付五拾軒へ
拜借被仰付小積り相伺小へ其風下七軒の外を拜借不被仰付小定法よ
て其上品と相伺小へども書面四品の外を願不相立旨被仰渡小付猶
亦吟味仕品と為相減書面の通より坐小於然てと右銀百金蔵より受取
之貸渡當已年の金蔵に勘定元拂組仕上返納の儀ハ来千より成迄五ヶ
年賦書面割合の通取立之相納旨消の節納札と以て私入手形引出小様
由證文可被下小依之奉伺小以上

天明五巳年十月

川崎平右衛門

裏書定例の通り

御勘定所

一類焼の者より穀物残らば焼失致し親類好身助合る者も無之及飢儀
儀も無相違儀節々日数三十日程夫食拜借相同小同書振合等外夫食伺
も差て相替儀無之付累多種初焼失り同断尤も右類焼付夫食種賃
ハ先ハ不相濟事あり併し実及飢儀も無相違に於ては相同くべし
一出火咎之事

享保年中府内出火の節火元の者咎の儀左の通仰出されり

一平日の出火火元類焼の多少は依て十日廿日三十日押込可申付小

但し間敷拾軒より内の半過ハ訴出らば及を依

一大火の咎ハ火元五十日手鎖

一同火元の地主屋敷活券金拾分一過料

一同火元の家守三十日押込

一風上武町風脇左右武町充六町過料

一由成の節出火咎火元五十日手鎖

一同火元の家守三十日手鎖

一同月行事三十日押込

一同名主十日押込

但し所の者早速消留ハハ火元の當人計り五平日手鎖

一寺社門前地咎右同断

但し其処買請入を借地致し町家建置ハ當人へ過料等申付る又或

書の内より左の通あり尤も其時代を知らざり

一小間拾間以下類焼の分 火元三日

一同拾間以上五拾間以下の分 同 十日

一同五拾間以上百間以下の分 同 二十日

一同百間以上の分 同 三十日

右之通火元咎可申付事

但し小間拾間以上を江戸練表へ届く事

右之通の定法と相見へ在方出火の右は准じ類焼の多少は由り相當の咎め申付ると雖も急度定法と云々ありあく料外にその大火を格別少々の出火を火元自分より入寺の免助と申もあく小屋掛等出来れば出寺致す府内その咎は近来の區に成り右京保の定法は差て取用するにてもあつたと見へ其時の奉行の心得より取計へと見へる代官所出火咎のてりて付代官小野左太夫万年七郎右五郎の伺書なり其附紙の趣にても咎日数等の定法はふしと関の趣にても先當時の大概右

の當りて以て取計へるなり

寛保二成年十一月小野左太夫伺書

私に代官所村の百姓出火壹軒焼の分手過自火の類は火元百姓直に入寺仕訴出外分是迄ハ日数七日の相立外へは差免来外類焼等有之節ハ火元百姓咎等の儀前より申送等々無事坐然るに去る頃此届申上置外甲州道中武州多磨郡府中宿百姓成七儀早速入寺仕外へ其類焼五軒内坐外へは壹軒焼火元同様入寺差免し小筋より坐有回数奉存外勿論私に代官所村の奉場村も多く坐外間旁以て以来火元百姓咎の儀左に奉伺外

附紙

一自火より壹軒焼の分火元百姓入寺日数七日相立外ハ差免様可仕哉

白洲堂 書面の自火シヨクハより壹軒焼の節ハ百姓入寺致シニウケレハ早速可被差免ササヒルハ
後印 一右同断八九軒も類焼有之ル分ハ日数十五日も入寺可申付哉

附命

右同断書面の八九軒程も類焼有之ル砌を見計ミハカラハ可被差免ササヒルハ
一右同断拾軒以上の類焼ハ日数三十日も入寺可申付哉

附命

右同断書面の拾軒以上の類焼の多少より火元百姓十四五日二十日又
を三十日程押込可被申付ハ
一右傳馬宿場等より二三拾軒以上類焼有之ル分ハ日数五十日も入寺可
中付哉

附紙

右同断 書面二三拾軒以上類焼の節ハ火元の百姓手鎖申付置可被相同ルハ
一御成ヲナリ内當日自火壹軒焼シクハハ其内場バシヨ処一二里の内の出火シクハハ坐マハ
火元百姓手鎖申付ハ答日教等の儀ノ其節相同ルハ様可仕哉

附命

右同断 書面可為伺之通ハ
右之通可申付哉也下知奉伺ル以上

戊十一月

小野左太夫印

明和七寅年七月代官万年七郎右工門伺書
出火有之シクハ節火元共入寺仕相慎罷ツシレ在リ由ヨハ坐マハ間吟味ギンミの上自火シクハハ
無妨ムサハ怪敷儀アワシキ無シ坐類焼無之ルハ不及伺早速入寺差免類焼有之ルハ
節ハ入寺二十日と限り是又不及伺差免ルハ様可仕哉

下札

御差圖有之ハ迫入寺為仕為相慎置外てを遠國の儀格別日數相掛
農業渡世の差多へは相成ハ付本文の通申上ハ

附紙

書面伺の通可被取計ハ

天明四辰年八月代官鈴木新吉伺の内書抜

出火有之節火元を入寺仕相慎罷在外由ハ坐小間吟味の上自火ハ
紛無之怪敷儀ハ不相問類焼ハ無古坐ハ不及伺早速入寺差免可申
十軒以上類焼有之ハバ類焼多少ハ随ハ火元の者十日二十日又ハ三
十日迄ハ押込申付ハ様可仕哉ハ奉存ハ
但し由傳馬宿寺ハ二三軒以上類焼有之ハ火元の者手鎖申付

置相伺ハ様可仕哉ハ奉存ハ

附帛

書面可為伺之通ハ

右出火咎の儀聴としハ定法ハ有觸流ハ亦し尤ハ火災の儀ハ町家
百姓ハ限リハ付テモ有キ貴人高位の館舎より出火ハ多分の
類焼ハ有リハ付テモ計リ咎申付ハ筋ハ有リ自火ハ大名高
家ハ不念ハ同様の工ハ付下ハ咎めの定法ハ有リ同ハ既ハ先
年老中方評議ハ府内度ハ出火ハ付火元のもの類焼多ハ重死
罪其次ハ遠島類焼少ハ追放等輕重ハ随ハ重死罪科の定法ハ定むハ
まのの内評有ハ時秋元但馬守其節ハ老中未席の処有無の挨拶ハ無
し故上座の者より但馬ハ自カハ評議ハ一向口入ハ如何ハ

心得よ小やと尋ねれども各様の品評議市尤も座坐併し火災ハ実
 又慶事よ小へ町家のとと限りてよりあり各様拙者とも居宅よ
 り出火のく多分の類焼は相成るや計り難し又も國司方館舎よ
 甲の出火の計り難し左に述べたる諸侯の面々切腹仰付らるる裁料と犯
 しの上も武家町人貴賤の差別の相成間敷い此儀ハ如何座決断座坐い
 我との座挨拶のへ何せも尤のてわろく右の評議も相止る由然
 於ても出火の火元咎の儀ハ吃度とし評議もあてて岡のるあり
 一火元決せざるをたを双方とも牢舎の申付を裁度り呼出し吟味の上
 ても決せざる節ハ双方同様申付を旨享保六丑年三月十六日戸田山
 城守より申渡されり

一定助郷大助郷之事

附加宿之事 掃除町場之事 壹里塚濫觴之事
 前々一定助郷大助郷と云ふ所の中山道日光道中等の内より定助郷と
 去との稀より又東海道の内より定助郷あり其
 頃定助郷ハ高百石又馬武五人位に當りて以て宿場へ差出し置
 て勤りのへ高掛り物の免除より天助郷とい諸侯方悉勤交代并番
 衆通行等其外より大通り有るとはる百石付凡そ武五人位の當り
 と以て呼出し居仕ふより通行少くはる出で依て高掛りとの
 も納めしあり然る処四五拾年以來日増し諸家の通行多くあり古來と
 違ひ夥く人馬入用は付百匹百人の宿場又ハ中山道日光道中水戸海道
 などの類五拾人五拾匹の處ても宿人馬の上百石武五人位りてを
 不足し付悉く人馬を多く差出し定助郷の村に勤め續きごとく成行人

馬の差支多く通行遅滞は成るは付宿方村方より追て道中奉行所へ願
出吟味の上其後定助の名目相止み古来極りたる定助の上は宿場家寄
の村くと差し村へ願出當時は五海道東海道中山道甲州道都て助郷相
増残らば定助郷とある尤り定の字と除き助郷と唱へ三役の高掛り物
免除ある大助郷の儀を日光の法會或は朝鮮人琉球人來朝其外も稀
ある大通行なりて助郷人馬計りてと勤め難き節は取場より四五里位
迄の村方時望みれしの上大助郷人馬と差出とて成常より大助郷
と云ふ今いふし助郷村のこの五海道の外國へ脇往還より極りたる
てり

一助郷高何宿へ何万何千石と極り助郷帳と云帳面なりて奉行所へ差
出し宿場より所待し人馬割致し觸るるなり助郷村は其宿より里数

近き村方より重なる相勤む併し村より役村とて何と地頭用村用其外
上へ拘りたる定式の外は役と勤る村あり是等ハ助郷を勤めたるは二重
役よりあるかへ宿場近村より前ハ助郷を勤めたる村あり勿論差
村に成り増助郷吟味の節ハ種々の役と申立といへども格別の訳あり
て弥大役より助郷勤め難ければ相除き定式外の役より差りたるに
おるれば村役より立さるるなり

一近年次第は助郷人馬多く當り村に困窮し宿場の勤めハ一日あれば
二里三里の所を遠き場是ハ前日の昼より村方と出て其夜宿へ着き
翌日勤め々方迄より役を仕廻へば夜通しより歸るも宿場遠き宿は
て夕七時半頃より送る夜に入り宿場へ歸るは其夜の村方へ歸り難
く又止宿し一日の勤め前後二日の日を潰し農業は後を刺へ二夜泊り

改正地力... 権... 五

の食物の消費多く其上終日折返し等遺りしもの途中こそ食事
と致し小遣錢も掛り其目取りしる人馬賃錢の少しも残らば却て足錢
入り村この痛と大方あつて殊更二里余の村方の正人馬と出さ
る右の費の由て三日も農業は後るもの名主村役人どもへ縁を求
め問屋どもへ對談して當り人馬と代錢して差出を此夫錢の疊り夥し
たてて村入用多く相掛るてゆり其上右差出ししる金錢は問屋役人
馬差物書等の呑食の費用遣ひとて又ハ私用より遣ひ入馬ハ近里の
村への正人馬と余計に當て遣ふもの取分宿場近き助郷村への難儀は
及び剩へ近年ハ別く宿役人ども宿人足と馴合ひ定の通の宿人馬ハ差
出さば賣高等賃錢相對して利潤多し荷物と宿人馬とを附送らせ傳
馬へ馬ハ助郷の重遣ふもの一入村へ人足多く出て自の田畑ゆ

荒れ作はあり困窮もよみ入濱き百姓寺出来領王地頭の不登り少り
とるてゆり去る頃中山道新可倉賀野高崎安中板鼻并宿寺の取郷人馬
の出高と享保年中より天明まで凡そ六十年余の年々の遣高と宿によ
り書出させ引比べし処及今ハ享保年中ハ廿百石五拾人當りしるも
安永天明に至りてハ三四百人の當り成り頓て八増倍ほどの遣ひ高
りて實は大造ある差のあり近年諸家其外通行多しとて夫程ハ遠
はざる苦あり畢竟六七十年以前迄ハ往古の遣風なりて人ハ質朴ゆへ
宿方の費用も薄く宿人馬も實休の勤め役人共ハ幾直よりて人馬の遣
方も正直ゆへ自然と入用少く近年に至りてハ上下交奢侈の風俗も移
り宿入用等相嵩と右に記を如く遠所の助郷人馬賃等ハ無益遣ひ捨
其人足大近村より差出をゆりよあむが自の老幼の弱人足のと多く

改正地力... 権... 五

政正地方の御金

壹人々々持たざる品々も西三入掛る様一歳行き自然と人馬高も相増し
村々の困窮云計りなし依てハ時の役人々々者心と用ひ國々助郷の入
馬減じ方御辨りり死ててもあり

四箇二廿四村

一 加宿と云ハ夜令ハ何宿と云名目有る処々も人家少く百匹百人又々
五拾匹五拾人の宿人馬々差出し難き所ハ宿場つたの村方と加宿と
極め一箇村々々二箇村々々も駅場等々加へ置一箇村三箇村の高々
以て一箇宿の役々勤む之と加宿と云此加宿村々々ハ助郷の勤め又
駅場町並又他村ありて町續々旅籠屋も有り宿役人も有りて二箇村三
箇村々々一宿々立する駅場有り之ハ加宿と云ハあく本宿より箇様の
宿場ハ所々多し

一 住還掃除町場の儀ハ街道筋ハ掛りける村々々其地内と掃除するも

一 又住還の内何十何町ハ何村掃除場高割付け傍示杭と建て遠
村より掃除するも有り助郷村ハ多分掃除町場ハ除く又助郷もも村
方地の住還ハ掃除町場持するも有りて住還所ハ依て一定あるは是
を前々よりの仕来々聞へ駈としたる規定もあれり見も併し其筋へ
伺ハ定法有りや先づ住還筋の傍示杭等と見請し処々てハ海内一列々
々あく々々區々々聞へ古来よりの仕来と用る々々見へり

一 壹里塚濫觴之事

上古々壹里の法定らズ里より里迄と壹里と云してハ依て間数ハ
悉く長短有り漢上ハ六町と以て壹里と云 本朝ハ是ハ效ハ六町と壹
里と定めける由言傳と云ハ時代も詳らふハ其遺風も今ハ奥州令
五国ハ六町壹里の所多し多賀城の壹の石碑の里数ハ六町と以て壹

政正地方の御金

改正北方御金 卷之六

里と中世

正親明天皇の御宇天正年中三十六町と以て壹里と定めしる一步ハ六尺一段ハ六間一町ハ六十間一里ハ六百間此坪数六六の教と延て三十六町と一里と極めしる由其頃一里塚を築くしめ標の木を植へさせしる松杉を植へしる時の武將織田信長へ伺しし松杉の類も多けれハ余の木を植へしと有しと役人榎と関たる榎を植へまよし村へ申付しより今一里塚の木ハまべて榎ある由世事談よりゆれども一里三十六町は定りたるハ織田時代より有べられども一里塚を國へ築立榎を植へるハ慶長十七壬子年大久保石見守奉行としく江戸練より諸國道中筋へ一里塚を築せし下掛りの江戸上町年寄樽屋藤左衛門奈良屋市右衛門兩人へ命ぜりし同年二月初旬より始て五月下旬

トては諸國一里塚悉く成就を依て塚上は標の木を植てハ如何と石見守同し一段然るべしとの命より付何の木を植へまよしと重ねて伺し善木を植へしとの命と石見守榎と関差へ都て榎を植へる由或書にも見へ又樽屋奈良屋の掛りしるハ享保十乙巳年八月改革の際所奉行中山出雲守大岡越前守へ町年寄ども由緒書を差出ししる内一里塚成就の上拜領物等ありし江戸官鑰秘鑑に詳りあり織田家上方筋と一圓を領せしるも雖も天正の頃関東ハ北條領海道筋ハ徳川家今川家甲州を武田家等ありて戦國の砌日本一筋一里塚を築べた様なし世事談の説ハ徳川家の命と織田時代一里三十六町は成ると附會したる説あるべし海内國々より一里塚ハ徳川家より出て出来たるて歴然とし一里と三十六町と云り未だ行渡らざる國々より伊勢國

改正北方御金 卷之六 作徳助定

五拾町一里多し紀伊國より伊勢近き処ハ五拾町一里より九州の内
肥後肥前等より五拾町一里の処より併し九州ハ多分三拾六町一里

あり四國の内ハ四拾町一里の処より由奥州白川領上より東ハ都
て六町一里より一里の町数の區々あるて其發ハ詳くありと雖も
案どる天正年中海内より一里ハ三拾六町よりべき旨を命ぜり
しうども奥羽上九州四國の片部ハ行届らざるゆへ古來より仕來り
改め分令區々の町数なる國々の古來の終は差置るて見へり
一里の町数改り塚上と植るを前書のより記をとりて
ある引書もあく朱書も見ゆるのより出所正しうとされども申傳
へよ任せて記し置るのり
一作徳凡勘定之事

農夫作徳の儀ハ賦税の高下土地の善惡米穀并肥養價の尊卑用水掛
引の損益等より國々村々一定せざる作徳の多少ハ悉く差たりと
て百姓壹人として作る反當り凡そ五六反より七八反程作るものあり
田作ハ人夫の掛り少く畑ハ悉く手間の掛るゆへ田方と多く作まハ人
夫手間掛り等も少く畑多々ねど手間も多分掛るに依りて田畑の多少に
隨ひ反當りの多少あり又土地の淺深強弱より耕し手間格別差ハ或ハ
肥用水等の品より作り手間の違ハゆへ村々依りて壹人當り
の反別は多少ありて作り依りて作徳のより其者も隨ひ違目なき
が一際ハ勘定ハ曾て成がごとくといへども國政ハ携りて人々此大旨を
知らんぞゆへ故に此際畧を左に記を依令バ上州群馬郡邊両
毛作の場所ハ小百姓壹軒ゆりて此家内と五人暮しとふし其内老幼不

文正記書凡例

用のもの武人耕作の働等とあるもの三人とくく凡そ積りの勘定左の如し

一田畑反別五反五畝歩 百姓壹軒 家内五人内 三人耕作働き 武人老幼不用

此取 中田四反畝

此取米貳石三斗貳升 但反は五斗

此延米壹石六升七合貳勺 但本米壹石二斗 延米四斗六升

此口米貳斗三合貳勺 但本延壹石二斗 口米六斗

三〇一米三石五斗九升四勺 年貢辻

此代金四兩壹分永廿四文三分 但兩は凡直銀 八斗四升替

右四反歩仕付入用積り

人夫拾三人 苗代地持へ或ひ手回し

同六人 肥持出し

同六拾五人 肥大豆蒔入并田植地ありし 植付其外稻蒔上米拵手回共

同廿四人 田の草三度取手回

四〇一八百八人

内拾八人 雇人夫

此賃錢壹貫八百文 但壹人二付 百文充

残九拾人 自身働

馬四匹 荒獲より植付せし 三度搦せし手回

此賃錢壹貫貳百文 但壹匹二付 三百文充

是ハ小百姓馬と所持せざるは付雇立の分

干鰯ふまの類 此代金壹兩

肥大豆貳斗余

此代金壹分

水肥十二荷

此代錢壹貫百六十四文

租九壹荷1付三文充

小以金五兩壹分永百廿四文三分
錢四貫百六拾四文

右四反步稻跡へ麦仕付入用積り

人夫廿六人 稻跡畝子以蔭付子

同拾八人 草取土搔筋上收納手回

二口一四拾四人

内拾壹人 雇人夫

此賃錢壹貫百文

殘三拾三人 自身働

馬壹匹 畝子以跡馬鋏子とくふ子し手回

此賃錢三百文

水肥并子雜肥五拾駄程 手前養子之用る

小以錢壹貫四百文

中畑壹反五畝步 此取米三斗六升 但四反米貳斗

此延米壹斗六升五合六勺 但延口子同斷

此口米三升三合五勺

三口七米五斗五升七合壹勺 年貢辻

此代金貳分貳朱永三拾八文貳分 相場右同斷

右壹反五畝步仕付入用

人夫拾人 地拵子より麦蔭子也

同八人 作切土搔筋上收納子

二十拾八人 自身働

右麦跡へ粟アトハイモ稗ヒイモ羊大豆小豆の類仕付

人夫拾貳人 地持蒔仕付作切土掻一式手入

水肥雜肥拾荷

内三駄 此代貳百文

小以金貳分貳朱永三拾八文貳分錢貳百文

一金六兩永三拾七文五分

内金四兩三分貳朱永六拾貳文五分 年貢

錢五貫七百六拾四文

此金壹兩永廿九文六分 但兩は錢五貫六百文可人

二口金合七兩永六拾七文壹分

是ハ年貢并ニ作手間肥代諸入用

右田畑五反五畝步取揚の積り

一 田四反步

此取揚米六石七斗貳升 但壹反は付四斗貳升入四俵取の積り

此代金八兩 但兩は八斗四升替

此取揚麦六石四斗 但壹反は付壹石六斗取

此代金四兩壹分貳朱永四拾貳文七分 但兩は壹石五斗替

一 畑壹反五畝步

此取上麦貳石四斗 但壹反は付壹石六斗取

此代金壹兩貳分永百文 但相場右

此雜事作取上金壹兩三分貳朱永廿貳文五分

改正地ノ月俵録 卷之六

此訣

五畝歩 大豆作

此取上大豆五斗 但反_石壹

此代金貳分 但兩_石壹

三畝歩 稗作

此取上稗七斗 但反_石貳

此代金貳朱永百八文三分 但兩_石三

三畝歩 粟作

此取上粟六斗 但反_石貳

此代金壹分永五拾文 但兩_石貳

壹畝歩 小豆作

此取上小豆壹斗貳升 但反_石壹

此代金貳朱永廿五文 但兩_石八

貳畝歩 芋作

此取上芋三石貳斗 但反_石拾

此代錢四貫文 但八升_石貳

此金貳分貳朱永八拾九文三分 但兩_石五貫

壹畝歩 菜 大根 茄子 大角豆の類

此取實作_{手間}見捨

一金拾五兩三分貳朱永三拾九文三分 作物取上辻

内金七兩永六拾七文壹分 年貢并_{作方}諸雜用引

殘金八兩三分永九拾七文貳分 作徳_の分

改正地ノ月俵録 卷之六

三三

此遣方

金八兩壹分永拾文

此麦拾貳石三斗九升

但兩^二壹石^{五斗}

是ハ家内五人の年中夫食老幼平均一日壹人^二付

売麦七合充の積り

金貳兩

是ハ石同塩噌薪衣帶農具修復其外諸雜用の積り

小以金拾兩三分永拾文

差引金壹兩壹分貳朱永三拾七文八分 不足

右の作徳勘定ハ不足立て百姓世話^{セハ}引合^イく^クと雖^イハ夫食の儀ハ麦^{ムギ}計^{ハカ}り食^クる^{コト}ハ^ハハ粟^{アハヒ}稗^ヒ菜^ハ物^ハ木^ハ葉^ハ草^ハ根^ハと^ハ加^ヘハ又^ハ米^{コメ}拵^ハへの^ハ碎^{カケ}

糶^シ等^ノの^ハ落^ク益^キも^ハ取^リ集^メて^ハ食^ハる^{コト}ハ^ハ前^ノ書^ノ積^リ文^ノの^ハ夫^ノ食^ノ入^レ用^ノハ^ハ掛^ク
ら^ハむ^ハ家^ノ内^ノ五^ノ人^ノ暮^シの^ハ者^ノの^ハ諸^ノ雜^ノ用^ノハ^ハ金^貳兩^ヲと^ハる^{コト}ハ^ハ不^足な^レば^ハ何^ノ
國^ノ々^ノも^ハ農^ノ業^ノの^ハ外^ニ少^クし^テ充^テの^ハ稼^ハハ^ハ何^ノの^ハあり^テ分^テ上^州ハ^ハ蚕^ノ飼^ハり
煙^ノ草^ノ作^ハり^テ又^ハ何^ノの^ハ村^々も^ハ綿^ノと^ハ織^テ出^シ自^ラの^ハ着^ノ用^ノも^ハし^テ又^ハ
賣^出之^ハ處^々も^ハ何^ノの^ハ織^テ繩^トと^ハ綿^ハ山^ノ方^ノハ^ハ材^ノ木^ヲ伐^チ出^シ炭^ノ薪^トと^ハ出^ス
し^テ海^ノ川^ノ附^ノの^ハ村^々も^ハ漢^ノ獵^トと^ハの^ハ都^ノ會^ノの^ハ近^ノ里^ノハ^ハ菜^ノ園^ヲと^ハ重^ク作^リて^ハ賣^ス
出^シ其^ノ外^ノ農^ノ業^ノの^ハ間^ノ男^女も^ハ其^ノ處^々ハ^ハ仕^ノ馴^レる^ハ相^ノ應^ノの^ハ稼^ハり^テ少^クの^ハ助^ケ
成^トと^ハ以^テ取^リつ^クて^ハ何^ノの^ハ然^レも^ハど^レも^ハ懶^レ惰^ノの^ハ百^ノ姓^ノ稼^ハり^テ疎^キ筆^ハ又^ハ病^ノ難^ノ等^ト
も^ハ不^レ慮^スの^ハ物^ノ入^レ等^ハ何^ノの^ハ取^リ續^クた^テ者^ノ多^クし^テ扱^ハ亦^ハ片^ノ毛^ノ作^リて^ハ畑^ノ少^クな^レ
る^{コト}ハ^ハ水^ノ旱^ノの^ハ難^ノ多^クき^ハ場^々也^ト於^テハ^ハ作^ノ徳^ノ前^ノ書^ノの^ハ通^ハハ^ハ當^ラら^ズ故^ニ
は^ハ其^ノ村^々其^ノ國^々も^ハ由^テ損^ノ益^ノの^ハ違^ハハ^ハる^{コト}ハ^ハ先^ノ兩^ノ毛^ノ作^ノの^ハ場^々も^ハ高^ノ崎^ノ近^ノ所^トと

挙て記を尤も右の勘定ハ一々五村ウ延口多く年貢格別高し三五
村あるハ年貢も低し付作徳ハ多し

一名主引負并未進不納款之事

名主一分の持田地の年貢の未進又ハ百姓より納めしる年貢の引負と
致せど其科ハ平百姓より格別重く名主役取放し田地取上賣と
しり又ハ小作申付るしり若し引負の上欠落等とされハ尚更
取上る法あり此取上田地ハ賣拂ふし又地頭の抱へ田地致せしり
勝手次第あり譲田地の由申立しりいづれ格別の款ありと立しり
しり平百姓ハ未進不納ハ引負ハ多し筋あり
一未進云ハ役令ハ年貢米五俵納むべき百姓より三俵を納り或俵ハ残
り右皆済むる期月と越しると未進と云五俵と云取初より残らば

納めざるを不納と唱へ不埒の科重し當年の年貢と来年五月まで不納
致せど領主地頭へ田畑を取上る法あり尤も拂よハ致さば村中預け
惣作申付人夫ハ村役し出さ種肥養の價ハ領主地頭より差出し年
貢作徳ともども取上る年と経る上願出さば元地主へ取上るあり
若し譲置る田地の由申立候ある証文等しり不埒の筋ハありしり
地頭へも届々村方水帳等寄帳しり書改め其者の名前をば取上
る未進しり田地を取上る法あり夫とも百姓より願ひ上田地致せ
ば取上り小作申付未進と連り償ハ残らば済バ田地ハ元の地主
へ返り外の罪科しり取上る田畑と違ハ未進ハ勿論不納しり田畑
と拂よハ致さざるしり

但し村々の年貢皆済の期月の関東上方諸國料所私領とも十月中十

改正補訂地方凡例録卷之六下

一月中又ハ十二月十日限り^{キリ}あぶく其所^キを極^キりたり然^シまども十
二月中^ニは皆^キ済^スりてせハ不^ラ埒^チとハ云^ハハ難^シし又^モ期^ノ月^トを越^スる^{コト}も直^ニ
を答^{コト}め^テ翌^ノ春^ニと越^スて未^ダ進^マ不^ラ納^ルゆ^キハ不^ラ埒^チゆ^キ前^ノ件^ノの趣^ヲ取^リ計^ス
去^リあ^の極^ニ負^ヒ困^ニ窮^スの百姓^ヲて夏^ノ作^ヲも收^メ納^セぐ^ルて^ハ納^ルむ^ベき品^ニ
ま^は依^リて翌^ノ年^ニ五月^ノまで^ハ容^赦する^{コト}なり

改正補訂地方凡例録卷之六下 畢

明治四年辛未七月刊

高崎

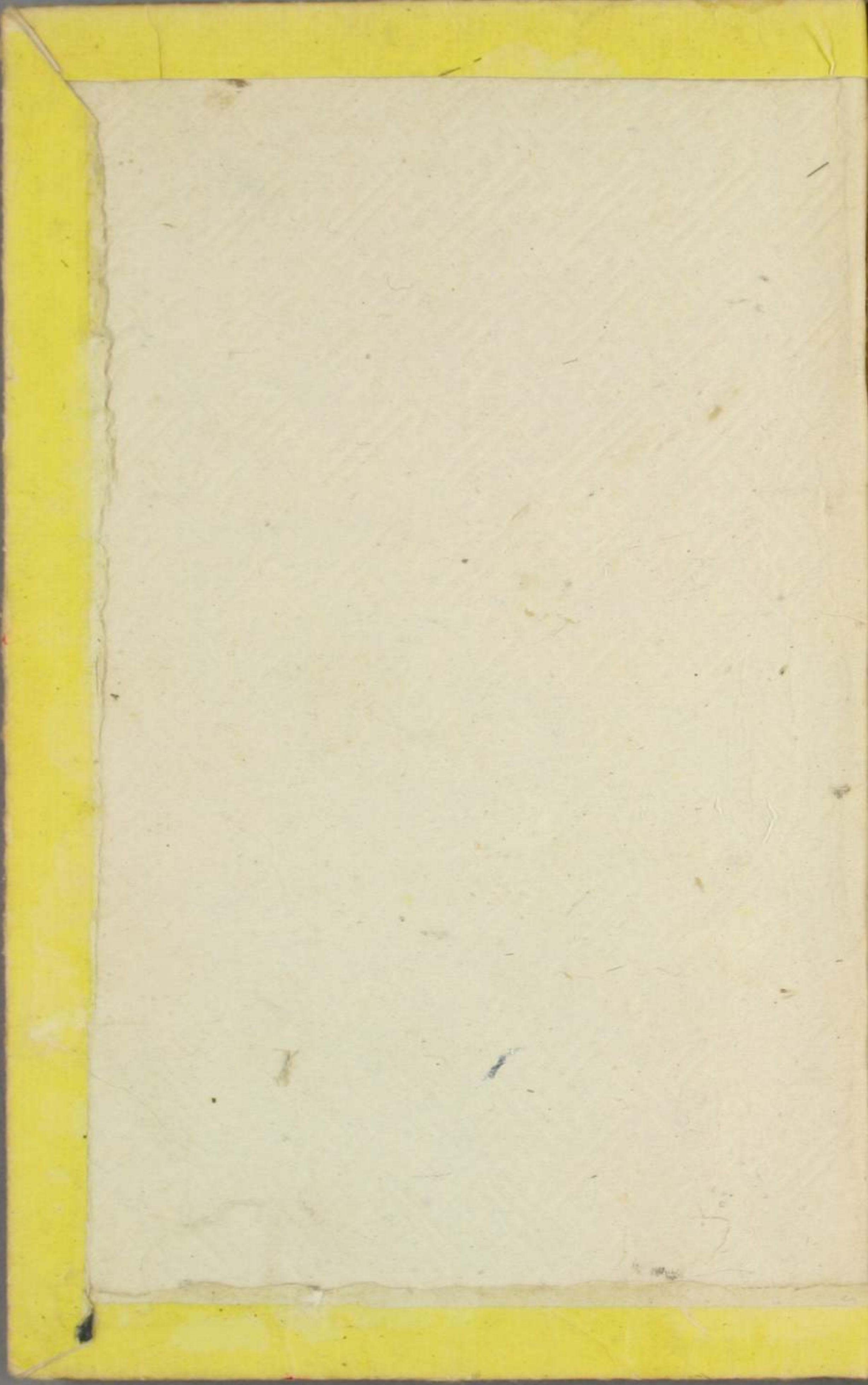
故大石猪十郎著述

孫大石猪十郎補正

見山樓藏版



Grid paper label with faint text, possibly a library or archival tag.



Right page of an open book, showing a faint blue rectangular border and very light, illegible text or markings. The page is aged and yellowed.

